

## 我孫子市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置として実施する子育て世帯への臨時特別給付金（以下「給付金」という。）の支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般支給対象者 次条に規定する支給対象者のうち、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給記録等を基に、市長が給付金の支給の申込みを行う者をいう。
- (2) 高校生 平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童（婚姻した者を除く。）をいう。
- (3) 新生児 令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間に出生した児童であって、出生日において日本国内に住所を有するものをいう。
- (4) 新生児支給対象者 支給に係る対象児童が新生児である児童手当の受給者又はこれに準ずる者をいう。

### (支給対象者等)

第3条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和3年9月分の児童手当（法附則第2条第1項の給付を除く。以下同じ。）を本市から受ける児童手当の受給者
- (2) 令和3年9月分の児童手当の受給者である法第17条第1項に規定する公務員であって、同月30日（以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されているもの
- (3) 高校生又は新生児を養育している児童手当の受給者又はこれに準ずる

者（施設設置者等を含む。）であって、基準日（新生児支給対象者にあつては、給付金の申請日（以下「申請日」という。））において本市の住民基本台帳に記録されているもの

- 2 前項の規定にかかわらず、給付金は、別表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、基準日後又は申請日後に支給対象者が死亡した場合において、既に支給対象者に対し当該対象児童（次条に規定する対象児童をいう。）に係る給付金の支給が決定されているときは、この限りでない。

（対象児童）

第4条 対象児童は、次に掲げる者とする。

- （1） 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童
- （2） 基準日において支給対象者に養育される高校生
- （3） 基準日において里親等へ委託され、又は障害児入所施設等へ入所し、若しくは入院している高校生の施設入所等児童（以下「高校生の施設入所等児童」という。）
- （4） 新生児

- 2 前項の規定にかかわらず、既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から支給を受けている給付金に相当するものの算定の基礎とされた児童であるときは、対象児童としないものとする。

（支給額）

第5条 給付金の支給額は、対象児童1人につき50,000円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第6条 市長は、一般支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

- 2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、市長が別に定める日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに給付金の支給を決定するものとする。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第7条 一般支給対象者に対する給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、一般支給対象者が、児童手当の支給に当たって指定していた

口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式により、一般支給対象者が、金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式により行う。

- (1) 児童手当等口座振込方式 基準日において市が把握する児童手当等の受給口座
- (2) 指定口座振込方式 一般支給対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 市の窓口において現金で支給する方式  
(一般支給対象者以外の支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第8条 支給対象者（新生児支給対象者である者を除く。）のうち、市長からの給付金の支給の申込みがない者（以下「一般支給対象者以外の支給対象者」という。）が給付金の支給を受けようとするときは、市長が別に定める子育て世帯への臨時特別給付金申請書（以下「申請書」という。）を市の窓口を持参し、又は郵送することにより、市長に申請しなければならない。

2 一般支給対象者以外の支給対象者に対する給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、一般支給対象者以外の支給対象者が、金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第2号に掲げる支給方式を行う。

- (1) 指定口座振込方式 一般支給対象者以外の支給対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口交付方式 市の窓口において現金で支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し、給付金の対象となることを証する書類等を提出させ、又は提示させること等により、一般支給対象者以外の支給対象者の本人確認及び支給要件確認を行う。

(申請を要する新生児支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第9条 支給対象者（一般支給対象者以外の支給対象者である者を除く。）のう

ち、市長からの給付金の支給の申込みがない者（以下「申請を要する新生児支給対象者」という。）が給付金の支給を受けようとするときの申請及び支給の方式については、前条の規定を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請を要する新生児支給対象者に対する給付金の支給は、申請を要する新生児支給対象者が、新生児の出生後に児童手当の認定請求又は額改定請求をした時又はこれらの請求をした後に、給付金の支給の申請を行った場合は、その時において市が把握する児童手当受給口座に振り込む方式により行う。

（申請を要する支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限）

第10条 一般支給対象者以外の支給対象者及び申請を要する新生児支給対象者（以下「申請を要する支給対象者」という。）に対して支給する給付金に係る申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 一般支給対象者以外の支給対象者による給付金の支給の申請期限は、令和4年2月28日までとし、申請を要する新生児支給対象者による給付金の支給の申請期限は、市長が別に定める日までとする。

（代理による申請）

第11条 第8条第1項及び第9条第1項の規定による申請は、申請を要する支給対象者が指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限り、代理により行うことができる。

（申請を要する支給対象者に対する支給の決定）

第12条 市長は、第8条第1項、第9条第1項又は前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。この場合において、給付金の支給を行わないことを決定したときは、市長が別に定める様式により申請を要する支給対象者にその旨を通知するものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第13条 第10条第2項に規定する申請期限までに申請を要する支給対象者から第8条第1項、第9条第1項又は第11条の規定による申請が行われなかった場合は、当該申請を要する支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が、第6条第3項の規定により給付金の支給の決定を行った後、第7条第1号又は第2号に規定する方式により給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和4年3月31日までに給付金を支給することができない場合は、当該支給の決定を取り消し、給付金は支給しないものとする。

3 市長が、前条の規定により給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他申請を要する支給対象者又はその代理人の責めに帰すべき事由により支給ができなかった場合において、市が確認に努めた上で、なお市長が別に定める日までに補正等が行われなるときは、当該給付金の支給の申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第15条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、給付金の支給を受けた者に係る第14条に規定する給付金の返還については、同日後もなおその効力を有する。

別表 (第3条関係)

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 基準日後又は申請日後に支給対象者 | 左欄に掲げる者が死亡した日の属 |
|------------------|-----------------|

|   |  |
|---|--|
| <p>が死亡した場合（第3条第2項の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>  | <p>する月の翌月分の当該者に係る法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>          |
| <p>基準日又は申請日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、対象児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。以下同じ。）又は高校生の施設入所等児童であることを支給対象者に給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合</p>  | <p>左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童若しくは高校生の施設入所等児童が委託されている里親等又は左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童若しくは高校生の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者</p> |
| <p>基準日又は申請日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、支給対象者からの暴力を理由に避難し、当該支給対象者と生計を別にしている当該支給対象者の配偶者（現に対象児童を養育し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が、支給対象者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合</p> | <p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>   |